

神奈川県林地開発許可審査基準の一部改正の概要

1 改正理由

森林法では、1ヘクタール（令和5年4月から太陽光発電施設の設置については0.5ヘクタール）を超える開発を行う際には、都道府県知事の許可が必要と規定しています。この許可に係る審査のため、国では「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」など林地開発許可に係る関連通知を定めており、本県はこれを踏まえて「神奈川県林地開発許可審査基準」を規定しています。

このたび、国は、近年の災害発生状況等を踏まえ、関連通知を改正したことから、これに合わせ、本県の審査基準も一部改正をすることとしました。

2 主な変更内容

- (1)他法令等の許認可手続き状況及び開発を行うために必要な資力、信用を証する書類について明記した。（第2章第7、第8関係）
- (2)山地災害危険地区上流域等で開発行為を計画する場合、えん堤等の対応策を措置することを明確化。（第3章第10（8）関係）
- (3)人家等の保全対象が事業区域に隣接してある場合、排水施設の断面の設計雨量強度について、20～30年確率を採用することとする。（第3章第10（9）関係）
- (4)開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調整池等が十分に機能を発揮できるように完了後の維持管理方法について、明らかにするよう明記した。（第3章第10（12）、第11（1）関係）
- (5)開発行為の計画において配慮を要する事項について明記した。（第3章第14関係）
- (6)主要な防災施設を先行設置し、設置が完了し確認が終わるまでは他の開発行為を行わないことなどを許可に付す条件とした。（第4章第15（16）関係）

3 施行日

令和5年4月10日